


所管部課	選挙管理委員会事務局	部長	広 沢 光 政			
件 名	東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程について					
		区分		1 審議事項	<input type="radio"/>	2 報告事項
関 係 事 項	条例 規則					
	部課 機関					
<p>1. 要 旨</p> <p>(1) 改正理由 公職選挙法が一部改正され、選挙運動に従事する者について、新たに要約筆者に対する報酬の支払が解禁された。 ついては、東大和市選挙管理委員会において当該要約筆者の報酬額を定める必要があるため、東大和市選挙執行規程の一部改正を行う。</p> <p>(2) 改正内容 ア 選挙運動従事者として報酬の支給が可能な事務員、車上運動員及び手話通訳者に公職選挙法の一部改正により支給が可能となった要約筆者を追加する。 イ 報酬の上限額は、公職選挙法施行令の基準に倣い、15,000円とする。</p> <p>(3) 施行日 公布の日から施行する。</p> <p>(4) 影響及び効果 東大和市議会議員選挙及び市長選挙において、候補者は、要約筆者に対し、報酬の支払いが可能となる。</p>						
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成28年 4月13日、公職選挙法の一部を改正する法律の公布 (要約筆者に対する報酬支払の解禁) 平成28年 5月 2日、公職選挙法施行令の一部を改正する政令の公布 (要約筆者に対する報酬額の基準) 文書課法規係に改正案文を審査済み。 平成28年11月10日、平成28年第18回選挙管理委員会で議決 平成28年11月10日、東大和市選挙執行規程の一部を改正する規程の公布 (告示) 						
3. 留意事項 (問題点等)						
4. 主管部処理案 (検討結果等)						
5. 審議結果						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。